

第2章 基本構想

1. 将来像
2. 人口ビジョン
 - (1) 人口の現状
 - (2) 将来の人口見通し
 - (3) 目標人口
3. 基本目標・施策の柱
4. 施策の体系

1. 将来像

私がやる！ 我ら^{むら もり}村守

～かわる村へ こどもの笑顔 みんなが輝く村を目指して～

「私がやる！ 我ら村守」は、むらづくりに対する村民の決意を表しています。

東峰村には、美しく豊かな自然、人々に守り育まれてきた棚田の景観、代々受け継がれてきた小石原焼・高取焼に代表される伝統産業があります。

そして、優しさと温かみにあふれる人々など、数多くの魅力を有する村です。また、こどもや子育て世代への支援、環境整備は、県内でも随一のものです。

人口減少、超高齢化に直面する中であって、一人ひとりが日々、行っていること、営んでいることを続けていくことこそが、村の多様な魅力、良さを保ち、また創り出すことにつながります。そして、もっとすばらしい村にかわるために一人では難しいことは、みんなで力を合わせて失敗を恐れることなくやってみることが重要です。

こどもの笑顔があふれ、老若男女問わずみんなが輝く村となるように、村民、村職員、関係機関が一体となって取り組んでいきます。

「村守」とは、日々、行っていること、営んでいることを続けていくこと、また次の世代により良く引き継いでいくことを意味しています。

2. 人口ビジョン

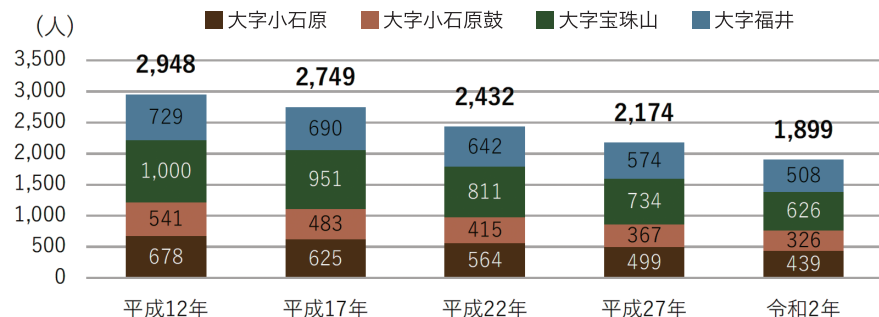
(1) 人口の現状

① 東峰村の人口・世帯数の推移

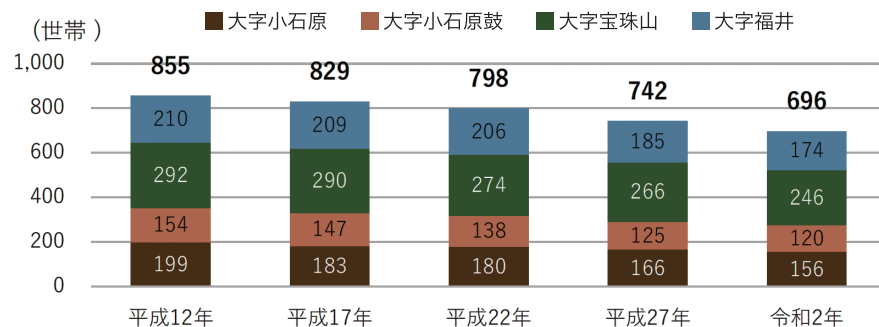
平成12年以降の人口の推移をみると、平成12年に2,948人であったのが、令和2年には1,899人と約1,000人減少しています。

世帯数も、平成12年に855世帯から、令和2年には696世帯と約160世帯減少しています。一世帯当たりの人数が、平成20年の3.4人が令和2年には2.9人と減少しており、世帯規模の縮小が進んでいます。

■ 人口の推移



■ 世帯数の推移

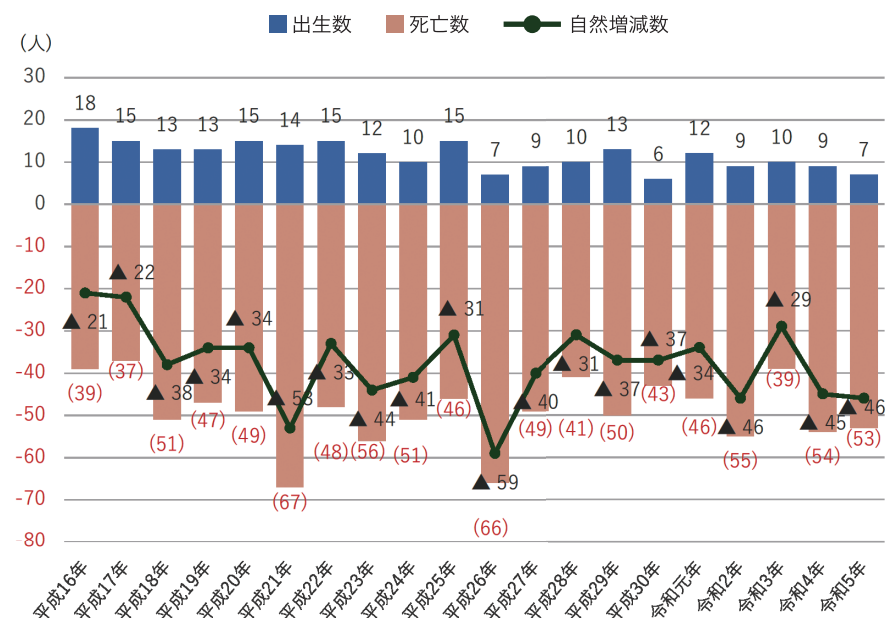


② 自然動態の状況

出生数は、平成26年以降、一桁台の年もあり、減少傾向が続いています。死亡数は、年によってバラつきがあるものの、年間40人～60人で推移しています。

その結果、出生数を死亡数が上回る自然減が続いています。

■ 自然動態の推移



2. 人口ビジョン

(1)人口の現状

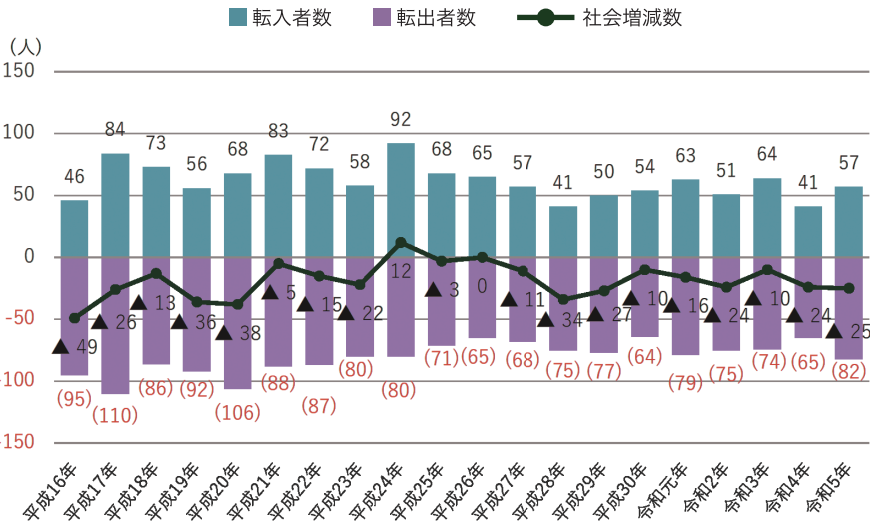
③社会動態の状況

平成16年以降の社会動態をみると、平成24年は転入数が転出数を上回っているものの、平成24年以外は転出超過となっており社会減が続いています。

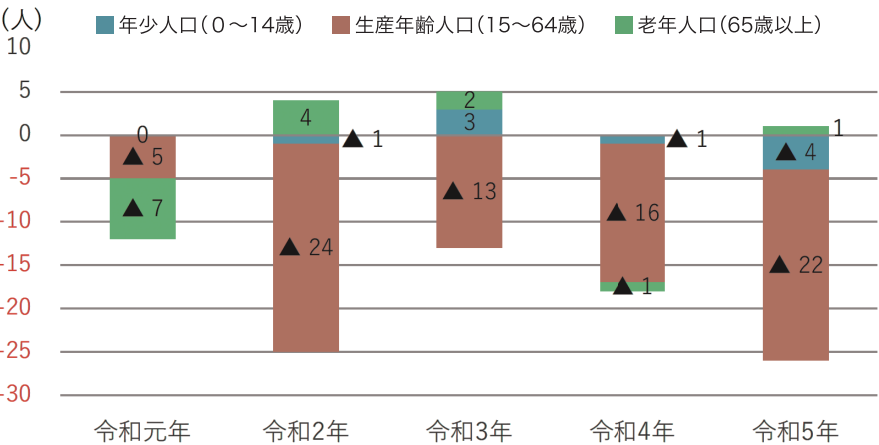
直近5年間(令和元年～令和5年)における年齢3区分別の転出入の推移をみると、生産年齢人口(15歳～64歳)は、転出数が転入数を上回る転出超過となっています。年少人口(0～14歳)及び老年人口(65歳以上)においては、転入数が転出数を上回る年もみられます。

令和元年から令和5年の転出入先をみると、東峰村への転入者の移動前住所は、福岡県内が67.4%、県外が32.6%、東峰村からの転出者の転出先住所は、福岡県内が62.9%、県外が37.1%となっています。

■社会動態の推移



■年齢3区分別の転出入の推移



■転出入先(令和元年～令和5年の総数)

<転入者(移動前の住所)>

自治体名	転入者数(人)	割合(%)
総数	264	100.0
福岡県内	178	67.4
県外	86	32.6

<転出者(転出先の住所)>

自治体名	転出者数(人)	割合(%)
総数	348	100.0
福岡県内	219	62.9
県外	129	37.1

2. 人口ビジョン

(2) 将来の人口見通し

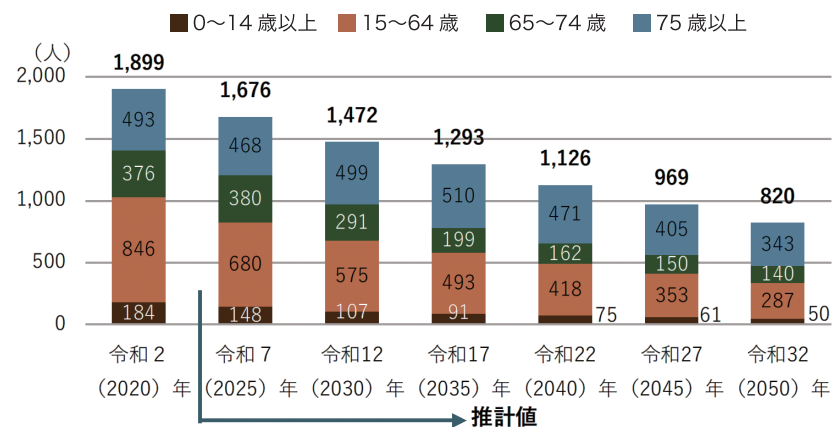
国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した将来人口推計によると、令和12年には1,472人、令和22年には1,126人になる見込みです。令和17年までは、75歳以上の人口増加がみられるものの、その後は、すべての年代で減少します。

高齢化率の推移をみると、令和2年には45.8%であったのが、令和12年には53.7%、令和22年には56.2%と人口の半数以上を65歳以上の高齢者が占める予測となっています。

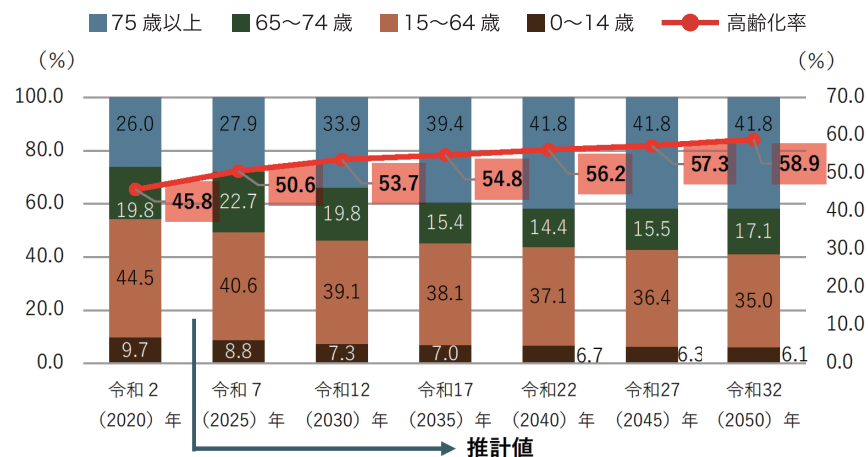
それに伴い、従属人口指数※は、令和2年の124.5から令和12年には156.0、令和22年には169.4に上昇する見込みです。このことは、働く人1人で、子どもや高齢者を1～2人を支える状況にあることを示しています。

※従属人口指数：生産年齢人口が年少人口と老年人口をどれだけ扶養しているかを示した指数

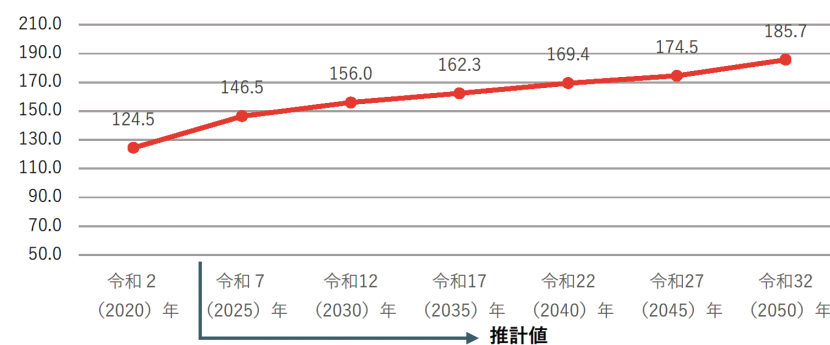
■将来人口推計結果



■将来人口における各年代の割合



■従属人口指数の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来人口推計(令和5年推計)

2. 人口ビジョン

(3) 目標人口

① 推計の前提

本計画策定にあたり、東峰村の将来に向けた発展の方向性とその方策を検討するにあたって、次の4パターンで将来人口推計を行いました。

推計ア：「国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)」が令和5年度に行った、最近の人口変化の傾向が将来にわたって継続すると仮定した場合の推計人口

推計イ：社人研推計で令和7年で設定されている合計特殊出生率※(1.49)を、以降も維持すると仮定した場合の推計人口

推計ウ：国が令和元年に改定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に基づき、合計特殊出生率が令和17年に1.8程度、令和22年に人置換水準である2.07までに回復し、以降も同水準を維持すると仮定した場合の推計人口

推計エ：社人研推計で令和7年で設定されている合計特殊出生率(1.49)を、以降も維持しつつ、子育て世代(父・母：20代後半～30代前半＋子：5歳未満)が毎年3世帯移住してくると仮定した場合の推計人口

なお、将来人口推計の計算においては、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和6年6月版)」を使用し、計算を行いました。

目標人口は、次の2つの「人口が変動する要因」を積み上げて推計を行います。

自然増減：出生者数と死亡者数の差で発生する人口増減

社会増減：転入者数と転出者数の差で発生する人口増減

※合計特殊出生率：一生の間にひとりの女性(15～49歳)が生む子どもの数

② 自然増減について

自然増減については、次の考え方に基づいて推計を行いました。

1) 合計特殊出生率

推計アは、「令和7年：1.49→令和32年以降：1.59」と設定(社人研による設定)。

推計イ、エは、令和7年で設定した合計特殊出生率(1.49)で将来も推移するものと設定。

推計ウは、「令和7年：1.49→令和17年：1.80→令和27年：2.07」と設定。

2) 死亡率

いずれの推計においても、社人研が行った推計での設定に準拠。

③ 社会増減について

村全体の社会増減は、社人研によって各自治体に設定された純移動率(人口に対する社会増減を表現する率)を基本として計算を行いました。

2. 人口ビジョン

(3)目標人口

④推計結果

アからエまでの設定のもと、推計した結果、令和27年までの将来人口は次のとおりです。

	調査結果	推計値				
	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年
推計ア 社人研推計	1,899	1,674	1,475	1,295	1,129	969
推計イ 合計特殊出生率 令和7年1.49が継続	1,899	1,674	1,474	1,293	1,126	965
推計ウ 合計特殊出生率 令和17年までに1.80 令和27年までに2.07	1,899	1,674	1,477	1,301	1,139	983
推計エ 合計特殊出生率 令和7年1.49が継続 毎年子育て世代が3世帯移住	1,899	1,674	1,523	1,395	1,280	1,167



上記の推計結果を踏まえ、東峰学園において複式学級の基準※以上のこどもの数を確保することを念頭に、推計エを目標人口とします。

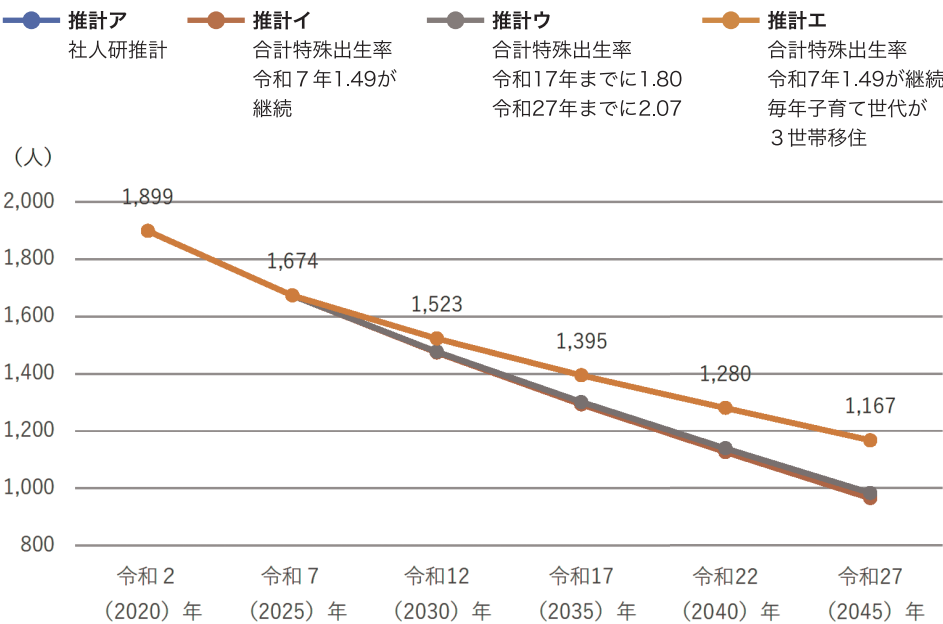
※複式学級の基準：複式学級とは、小・中学校のクラスにおいて、2つ以上の学年を1つにした学級のことである。小学校の場合は、1年生を含む学年は8人以下、それ以外の学年は16人以下、中学校の場合は8人以下で複式学級になる。

⑤目標人口の設定

推計結果を踏まえ、令和17年、令和27年の目標人口を以下のとおりとします。

令和17(2035)年 **1,400人**

令和27(2045)年 **1,170人** を目指す



3. 基本目標・施策の柱

将来像の実現に向けては、次のとおり基本目標と、施策の柱を定めて取り組むものとします。

基本目標

こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

少子高齢化が進展する中、こども・若者やその保護者が暮らしやすい村を、地域が一体となってつくります。

「東峰村こども計画」に基づいてこども・若者や、子育て世代への支援の充実を図るとともに、保育所等における幼児教育と学校教育の連携などが更に進んだむらづくりを目指します。また、本村は東峰学園において小中一貫教育を推進してきました。確かな学力を身に付け、豊かな人間性を有し、村を愛する心を教育を通じて醸成します。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、ワンヘルス※の考え方も踏まえながら、誰もが心身共に健康に過ごせるむらづくりが求められています。

予防医療の充実による高齢者の健康維持をはじめ、一人ひとりの健康づくりと介護予防を推進し、障がい者等にも優しいむらづくりを進めます。また、生涯学習や地域文化の振興により、歴史文化の継承、生きがいづくりを進めます。

※ワンヘルス：「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方

施策の柱

1. こども・子育て支援の充実

- 1-1 地域でこどもを育てる環境を整備するため、こどもの権利の保障や子育て活動の推進、こども・子育てに関する意識啓発などに取り組みます。
- 1-2 母子の健康確保に向けて相談・健診体制の充実を図ります。
- 1-3 子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱くことが無いように、一人ひとりのライフステージに寄り添った切れ目のない支援を実施するとともに、子育てに関する負担の軽減を図ります。

施策の柱

2. 健康長寿を支える環境整備

- 2-1 予防医療の充実による高齢者の健康維持をはじめ、顔の見える健康づくりを計画的に推進するとともに、村内の東峰村立診療所における医療従事者の確保、緊急時の医療体制の充実を図ります。
- 2-2 「東峰村地域福祉計画・東峰村地域福祉活動計画」のもと、地域の支え合い、見守り等の取組を推進します。
- 2-3 「地域包括ケアシステム」のもと、高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らせるむらづくりを進めます。
- 2-4 障がい者が安心して生活できる環境づくり、サービスの充実を図ります。

3. 生涯を通じた教育環境の充実

- 3-1 保育所(園)を含めた保・小中一貫教育を推進するとともに、社会的自立や、グローバル人材の育成、情報活用能力の育成に係る教育、地域と連携した教育等を推進します。
- 3-2 高齢になっても充実した生活が送れるように生涯学習を推進します。
- 3-3 すべての人が互いの人権を尊重し、ともに支えあう、差別や偏見のない明るい社会の実現に向けて人権教育・人権啓発を推進します。

4. 地域文化・スポーツの振興

- 4-1 神楽等の伝統芸能や寺社建築等の文化財の保全・継承を図るとともに、それらの活用を推進します。
- 4-2 スポーツ団体の活動を支援するとともに、グラウンドなどでスポーツが出来る環境の整備を図ります。

3. 基本目標・施策の柱

基本目標

美しい自然・伝統産業を活かした むらづくり

村の活力の維持・向上を図るためには、村の基幹産業である農業や小石原焼・高取焼等の伝統産業が継続できる環境づくり、そして、それらを活かした観光振興が重要となります。

それぞれの産業において、後継者や新たな担い手が不足しており、事業者等と連携して事業継続していくための取組を進めます。また、観光客などの交流人口や、ふるさと納税等で継続的に関わってもらう関係人口を呼び込むむらづくりを目指します。

観光客等を呼び込むためにも、本村の恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要となります。

自然環境の美しいむらづくり、環境負荷の低減を図るむらづくりを目指します。

施策の柱

5. 農林業の継続に向けた環境整備

- 5-1 持続可能な農業体制に向けて、営農体制の充実や担い手の育成、作物の振興による農家所得の向上等に取り組むほか、有害鳥獣対策を進めます。
- 5-2 生産性の向上を図るため、農道や林道を含め農村環境の総合的な整備を進めます。
- 5-3 農業を活かし、地産地消や6次産業化を進めます。
- 5-4 森林の保全・活用に向けて、森林整備の推進や担い手の育成、森林資源の活用などに取り組みます。

施策の柱

6. 地場産業の振興

- 6-1 小石原焼や高取焼の伝統工芸の技と知恵を産業の活性化に活かしていくため、今後も安心して活動できる環境づくりや、他の産業との連携による新産業の創出など、伝統産業の振興を図ります。
- 6-2 地元企業・事業所等の振興や、新たな雇用の場を誘致するなど、雇用の場の維持・創出を図ります。

7. 観光むらづくりの推進

- 7-1 観光プロモーション体制の強化、観光情報の発信や旅行業者等との連携による誘客促進、観光受入体制の整備など、観光によるむらづくりを推進します。
- 7-2 地域資源の活用や体験交流事業の展開、イベントの実施など着地型旅行※商品開発を推進します。

※着地型旅行：旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を活かした旅行商品や体験活動を旅行者に提供する旅行形態のこと。

8. 生活環境の整備

- 8-1 水の安定供給に向けて、上水道を計画的に整備するとともに、農業用水や河川の水質汚濁の防止に向けて、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 8-2 循環型社会の実現を目指し、ごみ・し尿処理体制の充実を図るとともに、ごみの減量化と再資源化を推進します。
- 8-3 「東峰村河川をきれいにする条例」に基づく河川浄化や下流域住民との森林保全活動などにより、水と緑の保全活動を進めます。
- 8-4 住民参画のもと、自然環境や景観の保全・整備、再生可能エネルギー等の活用を推進します。

3. 基本目標・施策の柱

基本目標

東峰村が持続するための強い むらづくり

人口減少の中でも元気を発信できる村、これからも東峰村として持続する「合併しない村」であり続けるために、「強い村」を目指します。そのためには、強い財政、強い行政、強い地域が重要となります。

村民の安全・安心の確保に向け、防災・安全対策に取り組むとともに、暮らしやすい村の実現に向けて道路・交通の整備、地域における情報通信網の活用などの取組を進めます。

様々な地域の課題に対して行政がすべて直接解決することが難しい中、これまで以上に、村民と行政とが協働した取組が求められています。

人口減少を抑制するための移住・定住の更なる促進や、地域の魅力創出や困りごとの解決に地域自らが考え取り組む地域コミュニティ協議会の設立に向けた取組、効率的な行財政運営に向けた取組などを進めます。

施策の柱

9. 防災・安全対策

- 9-1 地域の実情に沿った消防体制の構築に向けて、非常備消防体制や、消防施設の充実を図ります。
- 9-2 地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の育成・充実や、防災に関する情報の周知徹底、避難所等の防災機能の向上、治山事業を推進します。
- 9-3 交通安全・防犯対策の向上に向けて、交通安全対策や特殊詐欺等の相談体制も含めた防犯対策の充実のほか、空き家等の対策や国民保護体制の充実を図ります。

10. 交通・通信体系の整備等

- 10-1 身近な生活道路の整備、村民が利用しやすい地域公共交通の確保・維持を図ります。
- 10-2 自然環境の保全や、災害時における安全性確保のため、秩序ある計画的な土地利用を推進します。
- 10-3 社会全体のデジタル化に向けて、情報通信網を活かした情報の受発信環境の整備、情報化に対応した人材の育成を図ります。

11. 地域の自立促進

- 11-1 移住・定住促進に向けて、情報提供・相談体制の充実、住宅・宅地の整備、住宅取得や就業の支援などに取り組みます。
- 11-2 地域コミュニティ協議会の設立・育成に向けて、住民自治意識の高揚や住民自治組織の充実、地域人材の育成などに取り組みます。

12. 効率的な行財政運営

- 12-1 村が抱える課題や社会情勢、村民ニーズの変化や、今後、ますます専門化・高度化が予測される行政ニーズに対応するため、効率的な行政組織づくりや、専門性の高いサービスの提供、デジタル化、広域行政を推進します。
- 12-2 厳しい財政状況に対応するため、財政計画に基づく事業推進や、行政コストの削減、産業施策や定住促進による税収の維持等、財政基盤の充実を図ります。

4. 施策の体系

将来像	基本目標	施策の柱	施 策	
私がやる！ 我ら村守	こどもが真ん中・ 誰もが生涯輝く むらづくり	1. こども・子育て支援の充実	1-1 地域でこどもを育てる環境づくり 1-3 子育て支援体制の充実	1-2 母子保健活動の推進
		2. 健康長寿を支える環境整備	2-1 生涯を支える健康づくり・医療体制の充実 2-3 高齢者福祉の充実	2-2 地域福祉の推進 2-4 障がい者福祉の充実
		3. 生涯を通じた教育環境の充実	3-1 幼児・学校教育の充実 3-3 人権・同和教育、啓発の推進	3-2 生涯学習の推進
		4. 地域文化・スポーツの振興	4-1 芸術・文化の振興	4-2 スポーツ・レクリエーションの振興
	美しい自然・伝統 産業を活かした むらづくり	5. 農林業の継続に向けた環境整備	5-1 持続可能な農業体制の確立 5-3 地産地消・6次産業化の推進	5-2 生産基盤の整備 5-4 森林の保全・活用
		6. 地場産業の振興	6-1 伝統産業の振興	6-2 雇用の場の維持・創出
		7. 観光むらづくりの推進	7-1 観光プロモーション活動の充実	7-2 着地型旅行商品開発の推進
		8. 生活環境の整備	8-1 上下水道の整備 8-3 河川保全改修	8-2 環境衛生の充実 8-4 自然環境・景観の保全・整備
	東峰村が持続 するための 強いむらづくり	9. 防災・安全対策	9-1 消防体制の充実 9-3 交通安全・防犯対策等の充実	9-2 防災体制の充実
		10. 交通・通信体系の整備等	10-1 道路・交通の整備 10-3 地域デジタル化の推進	10-2 計画的な土地利用
		11. 地域の自立促進	11-1 移住・定住促進	11-2 地域コミュニティ協議会の設立・育成
		12. 効率的な行財政運営	12-1 行政サービスの高度化	12-2 財政運営の効率化



*イラストはイメージです。